

船橋市幼保連携型認定こども園指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき実施する幼保連携型認定こども園に対する指導監査について、必要な事項を定める。

(指導監査の対象)

第2条 この要綱による指導監査の対象は、法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園とする。

(指導監査の実施の方針)

第3条 指導監査は、法及び国の通知「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月7日付け府子本第373号・27文科初第1136号・雇児発1207第1号）」等を基本として、毎年度当初に実施計画を定めて実施する。

(指導監査の実施の体制)

第4条 指導監査は、指導監査所管課その他関係課により、指導監査班を編成して実施する。

(指導監査事項)

第5条 指導監査は、次に定める事項について行う。

- (1) 施設の運営の状況
- (2) 利用者の処遇の状況
- (3) その他必要な事項

(指導監査の種別)

第6条 指導監査の種別は、一般指導監査と特別指導監査とする。

(一般指導監査の実施方法等)

第7条 一般指導監査の実施方法等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 一般指導監査は、対象の施設にて実地により行う。
- (2) 一般指導監査の実施に当たり、別に定める指導監査資料、施設の規程及び関係書類を事前に提出させるものとする。
- (3) 一般指導監査は、施設の代表者等の立会いを得て、事前に提出された資料をもとに、関係書類・帳簿を検査する。
- (4) 一般指導監査において、検査できない事項があった場合には、その状況について再度検査することができる。
- (5) (1)にかかわらず、必要と認められる場合は、随時に一般指導監査を実施することができる。

(特別指導監査の実施方法等)

第8条 特別指導監査の実施方法等は、次に定めるとおりとする。

- (1) 特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に、対象の施設にて実地により行う。
 - ① 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合
 - ② 基準に違反があると疑うに足りる理由がある場合
 - ③ 度重なる一般指導監査によっても是正の改善が見られない場合
 - ④ 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否した場合
- (2) 特別指導監査は、その目的・効果をその都度勘案し、問題や性質等の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的に又は改善が図られるまで継続的に実施する。

(指導監査の実施の通知)

第9条 指導監査の実施に当たり、指導監査の実施の日の1月前までに、次に定める事項を文書（第1号様式）により施設に通知するものとする。ただし、第7条(5)の随時の一般指導監査を実施する場合及び第8条の特別指導監査を実施する場合においては、この限りでない。

- (1) 指導監査の根拠規定
- (2) 指導監査の対象

- (3) 指導監査の方法
- (4) 指導監査の実施日時及び場所
- (5) 指導監査の担当職員
- (6) その他必要な事項

(指導監査の結果の通知等)

第10条 指導監査の結果の通知等は次に定めるとおりとする。

- (1) 指導監査を実施した職員は、指導監査の終了後、その結果について講評を行う。
- (2) 指導監査を実施した結果は、文書にて施設に通知する。この場合において、改善報告を要する指摘事項がある場合については第2号様式の1、改善報告を要しない指摘事項のみがある場合には第2号様式の2、指摘事項がない場合には第2号様式の3により通知する。

(結果の通知に対する改善の報告)

第11条 指導監査の結果の通知に係る改善報告を要する指摘事項については、その改善状況を文書（第3号様式）により、結果の通知の日から2月以内に報告を求めるものとする。

(関係機関への情報提供)

第12条 指導監査の結果及び改善状況等については、必要に応じて関係機関に情報提供するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

第1号様式

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年度幼保連携型認定こども園指導監査の実施について（通知）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条の規定に基づき、下記のとおり指導監査を実施するので通知します。

指導監査に際しては、指導監査実施日当日に準備すべき書類、事前に提出を要する書類等について、遺漏のないよう願います。

また、指導監査実施日における役員及び関係職員の出席について、ご配慮願います。

記

- 1 指導監査の対象
- 2 指導監査の方法
- 3 指導監査の実施日時及び場所
- 4 指導監査の担当職員
- 5 指導監査実施日当日に準備すべき書類
- 6 事前に提出を要する書類
- 7 提出期限
- 8 提出先

第2号様式の1

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年度幼保連携型認定こども園指導監査の結果について（通知）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条の規定に基づき、下記のとおり実施した指導監査の結果、別添指摘事項について、改善の必要が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、指導監査当日に担当職員が口頭にて指導した事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

なお、改善報告を要する指摘事項については、同封の「幼保連携型認定こども園指導監査指摘事項改善報告書」に必要事項を記入の上、改善した事実を証する関係書類等を添付し、本通知日から2月以内に報告願います。

記

- 1 指導監査の対象
- 2 指導監査の方法
- 3 指導監査の実施日
- 4 報告期限
- 5 提出先

第2号様式の2

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年度幼保連携型認定こども園指導監査の結果について（通知）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条の規定に基づき、下記のとおり実施した指導監査の結果、別添指摘事項について、改善の必要が認められましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、指導監査当日に担当職員が口頭にて指導した事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

記

- 1 指導監査の対象
- 2 指導監査の方法
- 3 指導監査の実施日

第2号様式の3

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年度幼保連携型認定こども園指導監査の結果について（通知）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条の規定に基づき、下記のとおり実施した指導監査の結果、指摘事項は特にありませんでした。

記

- 1 指導監査の対象
- 2 指導監査の方法
- 3 指導監査の実施日

第3号様式

年 月 日

船橋市長 あて

法人名

代表者名 印

施設名

施設長名 印

年度幼保連携型認定こども園指導監査指摘事項に関する改善について（報告）

年 月 日付、第 号で通知のありました改善報告を要する指摘事項について、別添「幼保連携型認定こども園指導監査指摘事項改善報告書」に関係書類等を添えて提出します。

幼保連携型認定こども園指導監査指摘事項改善報告書

施設名

指導監査実施日

指摘区分	指摘項目	改善状況又は今後の改善計画等	備考